

中小企業振興資金金融資制度要領【個別要領】

4 企業立地促進資金

1 目的

この資金は、市内に工場、事業所等を新設又は増設する企業に対し、その事業資金の金融の円滑化を図り、市内における企業立地を促進することを目的とする。

2 融資対象

共通要領第4条第1項第2号及び第3号に掲げる者で、旭川市工業等振興促進条例に基づく市長の指定を受ける企業とする。なお、共通要領第2条、第4条第1項第1号及び第4号に掲げる企業規模要件の適用は受けないものとする。

3 資金用途

資金用途は、運転資金及び設備資金とし、その内容は次のとおりとする。なお、融資あっせん申込み以前に工事等の契約（発注含む）及び施工に着手したものや、機械設備・車両等の契約（発注含む）をしたものについては、原則として融資の対象としない。

- (1) 工場、事業所等の新設又は増設に係る建設資金
- (2) 工場、事業所等の新設又は増設に係る建設用地の取得資金
- (3) 工場、事業所等の新設又は増設に係る機械設備購入資金
- (4) 新設又は増設した工場、事業所等の操業開始に要する運転資金

4 貸付条件

貸付条件は、次のとおりとする。

貸付限度額	(運)・(設) 合わせて 1億円	
貸付期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内（機械設備のみの場合は10年以内）	
据置期間	2年以内	
貸付利率	固定金利 5年以内 年1.5% 10年以内 年1.8% 15年以内 年2.0%	
担保・保証人	融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。	
信用保証	必要により信用保証協会の保証付きにできる。	

※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」とする。

※1年を超えた長期資金として取り扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

※貸付利率は、旭川市中小企業振興資金金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づき改定することがある。

※（運）：運転資金、（設）：設備資金

※企業立地促進資金の貸付利率は、旭川市中小企業振興資金金融資制度の取扱いに係る運用基準の1貸付利率の（4）例外規定ウにより、5年以内を1.5%、10年以内を1.8%、15年以内を2.0%とする。

5 申込手続

- (1) 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金金融資あっせん申込書（共通様式第2号）に必要な資料を添えて、市に申し込みるものとする。
- (2) 前号の融資あっせん申込書に添付する資料は、次のとおりとする。

（法人の場合） 履歴事項全部証明 書の写し	決算書・確定申告 書の写し	見積書等の写し	設備等の図面及び カタログの写し	（許認可を要する 業種の場合） 許認可証の写し	所在地の見取図	その他必要な書類（必要に応じて他の資料を求める場合あり）
○ (3か月以内のもの)	○ (2期分)	運転 設備	○	○	○	・個別様式第4号 ・旭川市工業等振興促進条例の指定通知書の写し ※必要に応じて ・建築確認通知書又は確認済証の写し

※旭川市工業等振興促進条例の指定通知書については、操業前で同条例の指定が未済の場合は、後日指定を受けた後、速やかに市へ提出すること。

6 利子補給

市は、この資金を借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金利子補給金交付要領に基づき、予算の範囲内で利子を補給することができる。

7 貸付け及び関係書類の保管

- (1) 市は、対象要件等を審査し、適當と認めたものについて取扱金融機関に融資あっせんを行い、取扱金融機関は審査の上、速やかに貸付けを実行するものとする。
- (2) 取扱金融機関は、この資金で貸付けしたものについて、関係書類に「市企業立地」の表示をして、返済が完了するまで適切に保管するものとする。
なお、取扱金融機関は、融資あっせん企業が旭川市工業等振興促進条例に基づく指定を受けられなかった場合は、次項第1号の市からの通知により「市大型設備」の表示に訂正し保管するものとする。

8 その他

- (1) 融資あっせん企業が、旭川市工業等振興促進条例に基づく指定を受けられなかった場合は、融資実行後であっても本融資あっせんを「大型設備等導入資金（工場・店舗等整備融資）」の融資あっせんに切り替えるものとし市は取扱金融機関及び融資あっせん企業へ必要な通知をする。
- (2) 前各項のほか、この資金の取扱いに係る細則については、別掲の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針（個別事項）に定めるものとする。

中小企業振興資金融資制度運用指針【個別事項】 企業立地促進資金

1 融資対象の確認

融資対象の確認に当たっては、旭川市工業等振興促進条例の市担当課に当該企業の条例指定の事実を確認するものとする。

また、あっせん申込時点において条例の指定を受けていない場合については、当該案件の計画内容等について、条例の指定担当と事前に協議し、条例指定が十分見込まれるものに限るものとする。なお、この場合、あっせん申込書の添付書類である条例指定通知の写しについては、後日、指定を受けた後に提出を受け補完するものとする。